

山形県立産業技術短期大学校評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 山形県立産業技術短期大学校及び同校庄内校（以下「短大校」という。）における構造改革特別区域法第14条第2項に規定する特定高度職業訓練の実施状況の評価を目的として、山形県産業技術短期大学校評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、短大校における特定高度職業訓練が国立大学法人山形大学工学部における単位認定に可能な水準と認められるかどうかの観点から、特定高度職業訓練の実施状況について1年に1回評価し、その結果を学校のホームページ等で公表する。

(組織及び委員等)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、第三者である有識者、山形大学関係者、企業関係者、教育関係者等により構成し、山形県立産業技術短期大学校長が委嘱する。
- 3 委員会に短大校を所管する山形県主管課長をオブザーバーとして置く。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、短大校において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

山形県立産業技術短期大学校評価委員会委員

委 員	山形県公立大学法人理事長／山形県立米沢 栄養大学・山形県立米沢女子短期大学学長	阿部 宏慈	外部有識者
委 員	山形大学工学部長 ※	黒田 充紀	山形大学関係者
委 員	山形県高等学校校長会 工業部会会長 ※	阿部 新吾	教育関係者（長井 工業高校校長）
委 員	㈱YCC 情報システム代表取締役社長	伊藤 秀美	企業関係者（産技 短教育研究振興会）
委 員	東北東ソー化学(株) 代表取締役社長	松村 光三良	企業関係者（庄内 校教育振興会）
オブザー バー	山形県雇用・産業人材育成課長 ※	石井 克明	県主管課（雇用・ 産業人材育成課）

※については充て職とする。